

## 指導検査の結果について

令和 5 年 10 月 13 日  
わかたけかなえ保育園  
園長 山本 慎介

令和 5 年 10 月 4 日に実施されたわかたけかなえ保育園の指導検査について、板橋区子育て支援施設課運営指導係より令和 5 年 10 月 10 日付で「令和 5 年 8 月 25 日付 5 板子政第 137 号の 6 により実施した下記の指導検査において、文書により指摘する事項は認められませんでした」との通知を受けました。

通知の内容は、法令その他に違反する項目がなかったと判断されたことと同義となりますが、検査当日に口頭により指導・助言を受けた事項があります。以下、実地検査指導事項票に記載された文言を以下に転記し、それぞれに対する当園の見解及び対応を列記します。

### 【運営全般】

○ 運営規程について、事務室内に備付けており、要望を受ければすぐ提示できると聞きました。また、園のしおり等で周知している他、HP においても閲覧可と伺いました。しかし、特定教育・保育施設指導検査基準では、運営規程の概要を「施設の見やすい場所に掲示しなければならない」と規定されていますので、玄関等への掲示を検討ください。

⇒ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」において定めがあることは知っていますが、現代における周知方法として「印刷物の掲示」が効果的であるとは言い難く、無用であると考えています。

○ 児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（令和 4 年 1 月 31 日とりまとめ）を踏まえ、感染症に対する業務継続計画（BCP）を作成することが努力義務となりました。既に非常災害に対する BCP は作成されておりましたので、感染症に関しても作成をお願いします。また、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めてください。

⇒ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改定について確認しました。令和 6 年度事業計画を立案する際に、当園の事業継続計画（BCP）の見直し作業を行います。

## 【保育内容】

- 幼児クラスについても、午睡時に異常が発生した場合の早期発見や重大事故予防を目的として、定期的に子どもの状態を点検し、点検したことがわかる記録の作成についてご検討ください。

⇒ 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」及び「乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止」（東京都）に基づき、事故防止対策を講じています。他の業務との兼ね合いやなどを踏まえて、3歳以上児については下記のとおり継続します。

### 【3～5歳児クラスにおける睡眠時の対応】

- ・「乳幼児のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。」を徹底する。
- ・「家庭での生活や就寝時間、発達の状況など一人一人の状況を把握できるまでの間は、必ず仰向けに寝かせる」を徹底する。
- ・状態確認は、定時（13時30分・14時30分）に行う。
- ・有事には検証用カメラの録画映像を確認することとして、午睡チェック簿は作成しない。

- 保育施設内に危険な箇所や窒息の危険物がないかを点検したことが分かるよう、チェック表等を作成することが望ましいです。

⇒ チェック表は、「リストに記載されていることだけ確認すればよい」という錯覚を招いたり、形骸化したりすることが懸念されますので、チェック表を多用することは意図的に避けています。

- 節分の行事で、室内で豆を投げ、その後保育士で掃除をしていると伺いました。（児童は一か所に集めて豆に触らないよう注意している。）実施する際には、引き続き誤嚥・窒息のリスクの除去を徹底していただくようお願いします。

⇒ 誤嚥・窒息のリスクの除去に十分な注意を払った上で、保育所保育指針にある「季節の行事」として実施しています。

- 散歩の記録として、「出発時間」「帰園時間」「全員帰園したことの確認」についても記録されるとよいです。

⇒ 児童の所在確認は、道中においても散歩先においても、園舎内においても適宜実施しています。特定の場面のみ記録をとるようなことは、その他の場面における所在確認を疎かにしたり、形骸化したりすることにつながると考えています。

## 【会計経理】

- 補助金事業等収益明細書について、「板橋区中規模改修経費助成金（244,000円）」を国庫補助金等特別積立金積立額に計上されているため、「うち国庫補助金等特別積立金積立額」にも記載をお願いします。

⇒ 計算書類に間違いはなく、補助金事業等収益明細書における記入欄の間違いによるものであることを確認し、明細書のみ修正しました。

- 寄付金収益明細書の寄附金額は、3,152,798円（返済金免除額）になると思いますので、修正をお願いします。

⇒ 計算書類に間違いはなく、寄付金収益明細書における記載金額の間違いによるものであることを確認し、明細書のみ修正しました。

- 委託費の弾力運用の要件として、財務諸表を保育所に備え付け、閲覧に供することとされております。保護者が自由に閲覧できるようにすることが望ましいので、掲示をお願いします。

⇒ 財務諸表は社会福祉法人わかたけ会のウェブサイトにて、東京都指定の財務情報はわかたけかなえ保育園のウェブサイトにて、それぞれ公表しています。また、社会福祉法に基づく情報公開は、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」にて公表しています。現代における周知方法として「印刷物の掲示」が効果的であるとは言い難く、無用であると考えています。